

非常変災時における措置について（令和3年5月改訂版）

1 午前7時現在

枚方市に

特別警報が発表されているときは、臨時休校。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

2 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。

（通常集合時刻の1時間15分後に集団登校の場所に集合して9時35分までに集団登校。

学校給食はありますので、下校は平常通りです。）

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

3 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。

（通常集合時刻の2時間15分後に集団登校の場所に集合して10時40分までに集団登校。

学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。）

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

4 登校後

枚方市に

特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、地区ごとに教師引率のもと、集団下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

5 留守家庭児童会室

午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より（※午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から）開室します。（詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください）

枚方市に土砂災害警戒情報又は校区内に避難指示が発表・発令された場合については、気象情報及び避難情報により、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報の解除時の対応と異なる場合がある。